

## 後見センターだより（第44回）

### 1 はじめに

成年後見制度利用促進基本計画では、後見等<sup>1</sup>の多様な担い手の確保・育成の推進がうたわれています（第一期計画及び第二期計画）。特に、第二期計画においては、権利擁護支援による地域共生社会の実現を目的としており、成年後見制度についても、制度の利用を必要とする人がその人らしい尊厳のある生活を継続できるような体制となるよう、本人の意思、特性、生活状況等に応じた適切な後見人等<sup>2</sup>の選任・交代を実現することができるよう必要な準備が求められています。そして、そのような体制を整備するには、専門職後見人及び親族後見人のほか、市民後見人<sup>34</sup>及び法人後見といった多様な主体が各地域に存在している必要があるとされています。

大阪市をはじめとする大阪府下においても、このような多様な担い手の確保等に向けた取組が進められており、市民後見人の養成・活動支援も積極的に進められています。

こうした状況を踏まえ、後見センターにおいても、市民後見人の強みを生かすことのできる事案については、専門職後見人が市民後見人へ引き継ぐこと（リレー）を後押しする取組を進めています。本稿では、こうした市民後見人へのリレーについて、現在までの状況を概観しつつ、その具体的な手続等についても説明したいと思います。

### 2 市民後見人の特徴

<sup>1</sup> 成年後見、保佐及び補助を総称して「後見等」という。

<sup>2</sup> 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。

<sup>3</sup> 市民後見人の詳細については、本連載第35回を参照されたい。

<sup>4</sup> 大阪においては、後見類型のみを受任することを予定しており、保佐・補助類型の受任は予定されていない。

大阪家裁管内における市民後見人の特徴としては、①後見監督人や複数後見人を選任せず、市民後見人が単独で受任し、後見終了まで後見業務を行うこと（単独受任方式）及び②市民後見人が無報酬のボランティアで活動すること（無報酬原則）を挙げることができます。また、市民後見人は、時間をかけて本人と接し、面談を重ねることができるので、本人の様子を細かく確認し、希望を引き出すことや、本人の意思を丁寧にくみ取るといった強みを発揮できるという特徴があります。実際に、市民後見人として活躍されている方は、それぞれ時間をかけ、また、何度も本人のもとに足を運んで面談し、本人との間で良好なコミュニケーションを図っておられるようです。

先にも述べたとおり、第二期計画では、本人の地域社会への参加も含めた地域共生社会の実現が打ち出されています。本人が本人らしく、地域の住民（市民）との交流の中で、自分の意思を実現することができる社会が実現されいく、そんな社会の実現には市民後見人の強みを生かした活動が必要不可欠であると考えています。

市民後見人は、選任された後、中核機関における相談や専門職による定期相談等により具体的なアドバイスを受けつつ、面談等を十分に行って本人の状況を適切に把握するとともに、財産管理を含む後見事務に適切に当たっています。市民後見人による後見等事務報告書は、遅滞なく提出されていますし、それぞれ、充実した記載がされており、記載内容の不備があつて後見センターから連絡を取つて確認しなければならないといった例はありません。もちろん、市民後見人による不正は見当たりません。市民後見人が高度な倫理観を持ってその職責を果たしていることの現れといえます。

### 3 市民後見人へのリレーのすゝめ

専門職後見人は、その法律や福祉の分野における専門性を生かし、本人の抱える法的・福祉的課題を解決することでその強みを発揮します。一方、そのよ

うな課題がなく、日常的な金銭管理と身上保護が中心であり、かつ、頻繁に訪問・面談することで本人の生活の質が向上すると期待できるようなケースであれば、先に述べた市民後見人の強みを生かすのにふさわしい事案と考えられます。

5 現在、後見センターでは、後見類型を担当していただいている専門職後見人には、後見等事務報告書とともに、リレー検討書面<sup>5</sup>の作成・提出を求めています。これは、裁判所への後見事務の報告の都度、市民後見人へのリレーが可能かを検討してもらうことにより、先に述べたような市民後見人の強みが生かせる事案については、専門職後見人に市民後見人へのリレーを積極的に考えても

10 らおうという取組です。

こうした取組の狙いは、大きく2つあります。1つは、市民後見人の活躍の場を増やすという狙いです。先に述べたように大阪府下では市民後見人の養成が進められており、必要な研修を受けて市民後見人となるべき者として登録を済まされている方もたくさんいらっしゃいますが、実際に市民後見人として活躍していただいているのはその一部にとどまります。こうした方々が活躍できる場が必要です。また、市民後見人は、本人に寄り添うことでその強みを発揮できる立場にあるところ、その活躍の場を広げ、経験や実績を積んでいただき、より創意工夫の進んだ活動を展開していただくことも多様な担い手の確保という観点から必要であると考えています。2つめの狙いは、将来における専門職後見人の確保です。高齢化社会の進展や、いわゆる80・50問題にみられるような要支援者の顕在化に伴って、今後、後見等事件が大きく増加することが見込まれるところ、専門職を後見人等に選任すべき事案も増えることが予想できます。また、現在法制審議会で議論されている民法（成年後見等関係）等の改正では、本人についての特定の課題への対応のみで終わる成年後見制度の導

<sup>5</sup> 別紙の「市民後見人へのリレーについて（専門職後見人へのお尋ね）」を「リレー検討書面」という。

入が検討されていますが、この場合にも専門職を後見人等に選任する必要がありそうです。これらに対応するために、専門職後見人には、いわば余力を残しておいてもらう必要があると考えています。

こうした観点から、専門職後見人には、市民後見人へのリレーを積極的に検討していただきたいと考えています。<sup>5</sup>

#### 4 専門職後見人から市民後見人へのリレーの方法について

(1) 大阪市においては、その市長申立ての事案について、後見等開始申立てに当たって、中核機関における受任者調整会議で、開始時からの市民後見人の受任可能性を含め、適切な後見人等の候補者を選定しています。その際には、本人について解決すべき課題があるなどの理由により専門職を後見人候補者とする場合であっても、課題解決後に市民後見人へのリレーが可能かどうかが検討され、市民後見人へのリレーが考えられる事案については、専門職後見人の選任から一定期間経過後に、上記会議において市民後見人にリレーできる環境が整っているかを確認し、リレーが可能である場合には、市民後見人から後任の候補者を選定する仕組みが整備されています。これを受けた当初選任された専門職後見人は、後見センターに辞任許可申立てと市民後見人を候補者として後任の後見人の選任の申立てをすることになっています。こうした大阪市の受任者調整会議により専門職後見人から市民後見人へのリレーが行われた事案は相当数あります。近時においても、専門職後見人が財産状況の調査や入所先施設の調整及び従前の賃貸借契約の解除という開始時の課題を解決したことを確認して、市民後見人にリレーしたという例がありました。<sup>10</sup>

(2) 今のところ、先に述べたように定期的、継続的に市民後見人へのリレーが可能かどうかを検討する仕組みが整備されているのは大阪市長申立ての事案<sup>15</sup>

のみですが、大阪府社会福祉協議会（府社協）において、三士会<sup>6</sup>との協力のもと、大阪市を除く府下の全域を対象とした市民後見人が後見人候補者となる場合の受任者調整の仕組み（スキーム）を整備していただいています<sup>7</sup>。専門職後見人から市民後見人へのリレーの場合もこのスキームを使うことができます。

先に述べたように、後見センターでは、専門職後見人に定期報告に際してリレー検討書面を提出してもらって、市民後見人へのリレーが相当かどうかを検討してもらっています。専門職後見人が市民後見人へのリレーが相当と判断した場合には、上記の府社協のスキームを利用することになります。以下においては、リレー検討書面の作成に当たっての留意点や、それ以降の手続の概要について説明します。

### (3) 専門職後見人における検討

専門職後見人は、定期の後見事務報告に当たり、リレー検討書面を作成して、市民後見人へのリレーが相当かどうかを検討します。

ア まず、次の要件を満たしているかを確認します（別紙第1項）。

- ①虐待や権利侵害、親族間の係争がない。
- ②現在の居所（近い将来転居が決まっている場合はその予定地）が大阪府内市民後見人支援活動事業実施市町村である。
- ③本人に自虐や他害の行為がない。
- ④預貯金が1200万円未満である。
- ⑤本人と何らかの形でコミュニケーションを図ることができる。
- ⑥後見事務費（交通費・通信費・事務費）を預貯金から支弁可能である（約月300円）。

<sup>6</sup> 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

<sup>7</sup> なお、本人の住所地が市民後見人を養成しておらず候補者を選定できない自治体にある場合には、原則として、市民後見人へのリレーは不可となる。

上記の各項目のうち、①や③については、抽象的な危険・おそれがあるだけでは足りず、チェックをしないのは具体的な危険・おそれがあるといえる場合に限られる、と考えています。

イ 次に、市民後見人受任上の問題・課題がないかを確認します（別紙第2項）。

ここでは、財産管理の課題と身上保護の課題との2つの観点から市民後見人への引継ぎの可否を専門職後見人に検討いただきたいと考えています。

財産管理については、市民後見人には、管理すべき財産が預貯金のみで負担が少ない事案を主に担当いただくことを想定しています。もっとも、預貯金以外の財産があれば、市民後見になじまないというものでもありません。例えば、処分予定のない不動産があるに過ぎない場合など、預貯金以外に財産管理の必要があるとしても、管理の負担が重くない場合には、市民後見人に対応いただくことも十分可能と考えられます。また、不動産の処分や遺産分割、債務整理といった財産管理上の課題が想定される事案であっても、弁護士等の専門職に適切に委任することができる場合（費用を支弁できることが前提）には、市民後見人に担当していただくことが可能な事案もあるといえます。

また、身上保護については、コミュニケーションをとることが難しいなど本人との対応が困難な場合には、市民後見人が先に述べたような強みを生かして活動することは難しいといえますが、個別の課題があるとしても、財産管理について述べたのと同様に、その内容次第では市民後見人に担当していただくことが可能な場合もあり得ます。

リレー検討書面作成後も、後に述べるとおり、所属の専門職団体や府社協における審査があります。リレー検討書面の作成に当たっては、何らかの問題・課題があるから市民後見人には対応できないと決め付けるのではなく、市民後見人にも対応できそうな場合には、積極的に市民後見人への

リレーができないかを検討していただければと思います。

#### (4) 市民後見人へのリレーの可否の判断、市民後見人候補者の選定

ここからは、先に述べた府社協に整備してもらったスキームに則った手続になります。

専門職後見人がリレー検討書面の作成等により市民後見人へのリレーが相当と考えた場合には、自身の所属団体にその旨の情報提供を行っていただきます。

所属団体は当該事案がリレー相当かどうかをスクリーニングし、市民後見人へのリレーが相当と判断した場合は、その旨の意見書を作成して府社協に報告します。

報告を受けた府社協は、再度、専門職後見人に対し、リレーについての意見書を求めます。ここまでに提出された2つの意見書や直近の報告書などの関係書類を踏まえて府社協において受任調整会議が実施され、リレー相当かどうかが検討されます。相当とされた場合は市民後見人の候補者の選出を行い、候補者の受任の意向が確認されます。

市民後見人の候補者が選定されると、最終的に、専門職後見人が当該市民後見人を後任候補者として辞任許可・後見人選任申立ての手続をとります。

### 5 市民後見人へのリレーの実情

市民後見人へのリレーのスキームは、先に述べたとおり整備されていますが、専門職後見人から市民後見人へのリレーが実現した事案は、まだまだ少ないので実情です。後見センターから専門職後見人にリレー検討書面の作成・提出をお願いするようになってまだ半年余りに過ぎないということもあります、リレー検討書面の作成がきっかけとなって市民後見人へのリレーが実現した事案は、まだほんの数例です。

その背景として、専門職後見人からは、収入減となるといった事情だけではなく、次のような事情からリレーには消極的にならざるを得ない側面もあると聞き及んでいるところです。すなわち、専門職後見人が支援チームの一員として円滑に活動することができている事案や、本人と専門職後見人との間での信頼関係が醸成されている事案等においては、安定的に後見業務を行うことができるので、敢えて専門職後見人が市民後見人に引き継ぐ契機が見いだせない、また、本人の心情に配慮すると専門職後見人が辞任しづらい、というものです。

こういったケースについては、本人の生活の質の向上という観点からは、円滑・安定的に動いている現状の後見業務を維持すべきという姿勢は、評価されるべきものと考えています。

市民後見人は、専門職後見人と比較して、よりきめ細やかな本人支援を行うことができるなどを独自の強みとしていることは先述したとおりです。第二期計画においても、本人らしい生活の継続の実現を重視する方針が打ち出されており、本人に寄り添うことに強みを生かすことのできる市民後見人の活動は、こうした第二期計画で示された方針にも沿うものであるといえます。市民後見人への交代は、専門職後見人のもとでこれまでに形成された支援状況を維持することを超えて、より本人らしい充実した生活の実現に寄与する有用な手段の1つになり得ると考えられます。

専門職後見人においては、市民後見人が活動するのにふさわしい事案を的確に把握し、ぜひ積極的に市民後見人へのリレーをご検討いただきたいと思います。

## 6 おわりに

第二期計画は、その目的とする地域共生社会とは、制度・分類の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず

尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことと説明しています。成年後見制度においても、地域共生社会の実現のために、本人に寄り添った後見等業務を行うことがこれまで以上に求められており、併せて多様な後見人等の担い手の確保、養成が強く求められています。こうした状況を考慮すると、今後、市民後見人が活躍できるフィールドは更に広がるものと考えています。改めてのお願いにはなりますが、今後とも、市民後見人の養成・活動支援をお願いするとともに、市民後見人の受任増加に向け、今一歩踏み込んだご協力をお願いできればと存じます。

## ◎小窓 「令和7年4月から統一書式に変わります！！」

令和7年4月から、成年後見、保佐、補助、未成年後見（以下、「後見等」という。）事務の裁判所への報告書式が、全国統一書式（以下、「統一書式」という。）に変わります。同月以降の後見等報告に際しては、初回報告・定期報告いずれにおいても、統一書式を使用していただきますようにお願いいたします。

ここでは、統一書式による報告時の留意点をご説明します。

- 1 初回報告においては、財産目録及び収支予定表に加えて、後見等事務報告書（初回報告）も提出してください。
  - 2 後見等監督人（任意後見監督人含む）は、初回報告・定期報告にかかわらず、監督事務報告書を提出してください。
  - 3 次の3つの報告については、大阪家裁（支部を含む）の書式がありますので、次のとおりしてください。
    - 総合支援型後見監督人選任事件における初回報告書、2回目の報告書（延長した場合は2回目以降支援終了までの報告書）及び監督事務報告書は、大阪家裁の書式（令和4年2月1日版）を使用して報告してください。ただし、財産目録・収支予定表は、統一書式をご使用ください。
    - 定期報告時（後見類型のみ）に提出をお願いしています「市民後見人へのリレーについて（専門職後見人へのお尋ね）」（本連載別紙）は、引き続き後見等事務報告書に添付して提出してください。
    - 本人死亡後の「収支報告書（死亡後）」及び「引継書」は、大阪家裁の書式（収支報告書（死亡後）は令和4年10月1日版、引継書は令和6年9月1日版）をご使用ください。それ以外の、本人死亡時までの後見等事務報告書及び本人死亡時や引継時を基準とする各財産目録（相続財産目録含む）については、統一書式をご使用ください。
- 最後に、統一書式においては、従前の書式では報告事項とされていなか

った事項についても報告を求めていたため、従前の書式を使用した報告がされた場合には、統一書式による再提出を求めることがあります。

以上につき、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

なお、詳しくは本連載第43回をご参照ください。